

徳島小松島港 津田地区企業用地 公募要領

令和3年5月

徳島県県土整備部運輸政策課
港にぎわい振興室

(お問い合わせ先)

徳島県 県土整備部 運輸政策課 港にぎわい振興室 資産活用担当

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

電話 (088) 621-2587 (直通)

ファクシミリ (088) 621-2875

Eメール unyuseisakuka@pref.tokushima.jp

徳島小松島港津田地区企業用地 公募要領

徳島小松島港津田地区企業用地の分譲について、徳島小松島港津田地区企業用地分譲要綱（以下「分譲要綱」という。）に定めるほか、次のとおり公募要領を定めます。

1 対象地

- (1) 所 在 徳島県徳島市津田海岸町 1 1 4 6 番
- (2) 用途地域 市街化調整区域
- (3) 地 目 雑種地
- (4) 建ぺい率 70%
- (5) 容積率 200%
- (6) 造成計画高 TP + 3.8 m（周辺地盤高 + 約 2 m）
- (7) 分譲用地 総面積 98,244.20 m²（14区画）

分譲用地 の番号	面積【注1】【注3】 m ²	分譲単価 円/m ²	分譲価格 円
A-1	22,390.42 (内訳) 平場部分：21,235.12 法面部分：1,155.30	30,200	676,190,684
A-2	9,999.80 (内訳) 平場部分：9,999.80 法面部分：なし	29,800	297,994,040
A-3	9,999.92 (内訳) 平場部分：9,999.92 法面部分：なし	31,400	313,997,488
B-1	4,688.83 (内訳) 平場部分：4,445.83 法面部分：243.00	29,500	138,320,485
B-2	4,688.84 (内訳) 平場部分：4,445.84 法面部分：243.00	29,500	138,320,780
B-3	4,593.42 (内訳) 平場部分：4,350.42 法面部分：243.00	29,500	135,505,890
B-4	4,550.85 (内訳) 平場部分：4,307.85 法面部分：243.00	29,500	134,250,075
B-5	4,543.97 (内訳) 平場部分：4,161.37 法面部分：382.60	29,100	132,229,527

分譲用地 の番号	面積【注1】【注3】 m ²	分譲単価 円/m ²	分譲価格 円
C-1	4,606.20 (内訳) 平場部分：4,223.37 法面部分：382.83	29,100	134,040,420
C-2	4,688.85 (内訳) 平場部分：4,445.85 法面部分：243.00	29,500	138,321,075
C-3	4,688.85 (内訳) 平場部分：4,445.85 法面部分：243.00	29,500	138,321,075
C-4【注2】	7,676.39 (内訳) 平場部分：6,809.69 法面部分：866.70	28,400	218,009,476
D	7,372.17 (内訳) 平場部分：6,904.93 法面部分：467.24	30,100	221,902,317
E	3,755.69 (内訳) 平場部分：3,220.44 法面部分：535.25	27,600	103,657,044

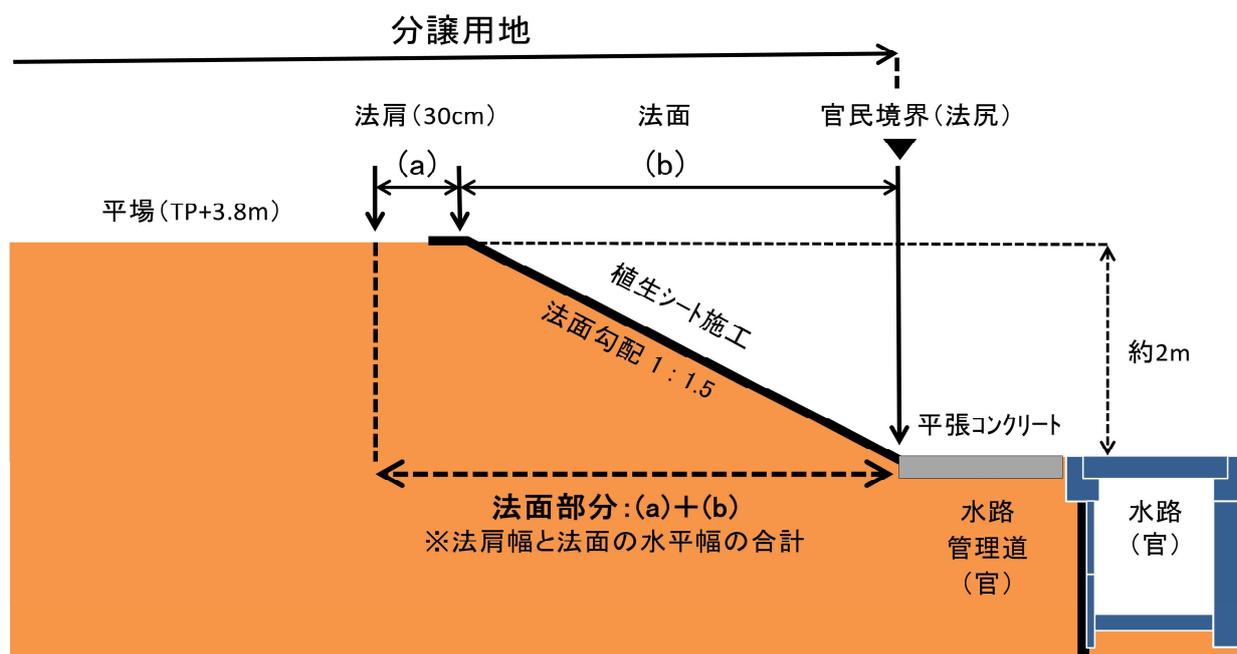
【注1】分譲面積については、今後、徳島県が嘱託により分譲地の測量・分筆登記を行うため、変動することがある。

【注2】分譲用地C-4は、C-3との境界から20mを間口として評価する。

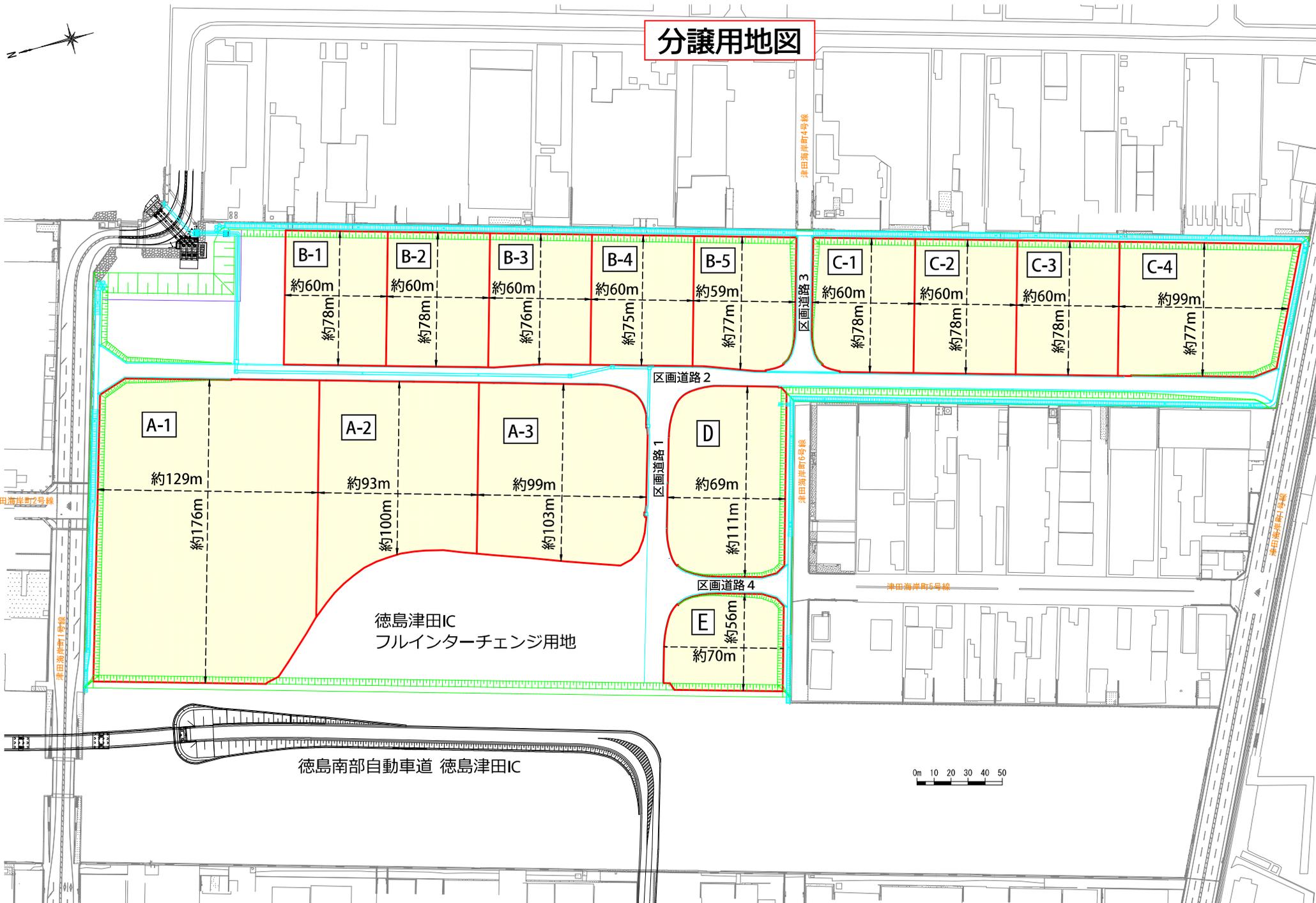
【注3】「法面部分」の算定は下図のとおりとする。

※設計時の法肩幅（a）と法面（b）の水平幅の合計を「法面部分」として算定。

■法面部分の面積の算定方法



分譲用地図



3

徳島南部自動車道 徳島津田IC

0m 10 20 30 40 50

2 募集対象業種

製造業，流通業（運輸・卸売）。

なお，申込受付開始日において1年以上継続して津田海岸町において事業を実施している企業又は団体である場合は，当該事業と同一の事業を分譲用地において行うことができます。ただし，分譲用地において，都市計画法第9条第13項に規定する工業専用地域の用途に合致する事業を行う場合に限りです。

3 申込資格

分譲要綱の「分譲申込者の資格要件」に定める要件を全て満たす事業者とします。なお，複数の事業者による共同申込み【注4】や，津田海岸町において「土地又は建物を所有」又は「土地又は建物を借りて」事業を実施している団体以外の組合等の団体による申込み【注5】も可能としますが，その場合，当該申込みに係る全事業者が，分譲要綱の「分譲申込者の資格要件」に定める要件を全て満たす必要があります。ただし，共同申込み又は組合等の団体による申込みを行おうとする場合は，申込前に徳島県県土整備部運輸政策課港にぎわい振興室と協議を行ってください。

【注4】共同申込みの場合は申込書（様式1-2）に代表構成員の情報を記載するとともに，その他構成員の情報を記載した一覧表を添付すること。なお，買受人に内定された後に必要な全ての手続について，当該代表構成員が統括して行うこと。

【注5】組合等の団体による申込みの場合は，分譲用地を利用する全事業者の情報を記載した一覧表を，申込書（様式1-3）に添付すること。なお，買受人に内定された後に必要な全ての手続について，当該組合等の団体が統括して行うこと。

4 申込手続等

（1）申込みの受付

- ・ 公募期間：令和3年5月28日（金）から令和3年8月31日（火）まで
- ・ 受付期間：令和3年7月12日（月）から令和3年8月31日（火）まで
（土，日及び祝日を除く。）
- ・ 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は締切日必着。）
- ・ 受付時間：午前9時30分～午後5時15分（正午から午後1時00分までを除く。）
- ・ 受付場所：徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 県土整備部 運輸政策課
港にぎわい振興室 資産活用担当（徳島県庁8階南側）

（2）申込書類（提出部数1部）

- ア 徳島小松島港津田地区企業用地申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 定款

エ 法人登記簿謄本

(履歴事項全部証明書(過去3箇月以内に発行されたもの。))

オ 事業計画書(様式3)

カ 資金計画書(様式4)

キ 施設配置計画図(縮尺1/500程度)

ク 直近3年間の決算書(貸借対照表及び損益計算書)

ケ 直近1年間の法人税, 法人事業税, 固定資産税の納税証明書

(法人事業税及び固定資産税の納税証明書は, 徳島県及び徳島県内の市町村のもの)

コ 会社概要(パンフレット等)

サ その他知事が必要と認める書類

【注6】 個人企業の場合は, 上記に準ずる書類を提出すること。

【注7】 共同申込み及び組合等の団体による申込みの場合は, 上記ア~サについて, 当該申込みに係る全事業者分を提出すること。

【注8】 申込みは1事業者につき1件の申込みとする。なお, 申込者は1件の申込みで複数の分譲用地を申込みすることができる。

(3) 申込内容の変更

受付期間内は, 変更申込書(様式5)による申込書類(オ, カ, キ)の再提出により変更を受け付けます。

(4) 申込みの取下げ

取下げを行う場合は, 申込取下申請書(様式6)により行ってください。

(5) 申込状況の開示

申込状況については, 受付期間の終了後, 速やかに各企業の名称は伏せた上で, 申込企業の分譲希望用地及び当該企業が優先対象の地元企業【注9】に該当するか否かを徳島県ホームページにおいて公表します。

5 審査・内定手続

受付期間終了後, 資格審査を行い, 以下の順で内定者を決定します。

(1) 申込資格を有すると認めた申込者が, 申込みした分譲用地において他に申込みがない場合は, 当該申込者を買受人に内定します。

(2) 同一の分譲用地に申込資格を有すると認めた申込者が複数であった場合は, 以下の<買受人の選定基準>で買受人に内定します。

この場合において, 資格審査及び内定選考の結果については, 全ての申込者に通知します。

内定を受けられなかった申込者は、買受が内定した分譲用地を除いた分譲用地について、県が指定する期日までに申込場所を変更した申込書を再提出することができます。この場合における内定手続については前述のとおりとなります。

内定者が、辞退し、又は内定を取り消された場合には、次順位の申込者を繰り上げて内定とし、繰上内定となった申込者に通知を行います。

<買受人の選定基準> ※選定基準は「別紙：買受人選定フロー」を御参照ください。

- ①-1: 「地元企業【注9】」と「地元企業以外の企業」との重複の場合は、「地元企業」を優先します。
- ①-2: 優先対象の「地元企業」が重複した場合は、「製造業」又は「流通業（運輸・卸売）」の用地として利用する地元企業を優先します。
- ②: (①で決まらない場合) 希望面積が大きい申込者を優先します。
- ③: (②で決まらない場合) 買取希望価格が高い申込者を優先します。【注10】
- ④: (③で決まらない場合) くじにより決定します。

【注9】 優先対象の「地元企業」は、申込受付開始日において1年以上継続して津田海岸町において「土地又は建物を所有」又は「土地又は建物を借りて」事業を実施している企業又は団体（徳島県木材団地協同組合連合会の傘下10組合のこと。）であり、当該事業と同一の事業を分譲用地において行う者に限る。なお、共同申込み及び組合等の団体による申込みの場合は、事業計画書記載の従業員の割合が、地元企業が最多を占める場合は「地元企業」からの申込みとする。

【注10】 県が指定する期日までに、希望価格調書（様式7）を提出し、希望価格の高い申込者を内定者とする。なお、希望価格は、本要領に定める分譲価格を最低額とする。また、指定する期日までに希望価格調書の提出がない場合は、申込みを取り下げたものとみなす。

6 契約の申込み・辞退・取消し

内定を受けた申込者には県が指定する期日までに契約申込書（様式8）を提出していただき、契約を締結することとなります。やむを得ない事由等により内定を辞退する場合は、辞退申請書（様式9）により行ってください。

なお、5（2）③又は同④で買受人に内定した申込者は希望価格調書記載の金額が契約額となります。

また、内定後、契約締結の間までに、申込書に虚偽の記載をしていたことが判明した場合等、契約を行うことが不相当であると認められるときは、内定を取り消します。

7 契約成立の条件

所有権の移転をしようとする場合、公有水面埋立法第27条第1項の許可が必要ですので、この許可がなされた時点で効力が発生する停止条件付契約となります。

また、1件7千万円以上かつ2万㎡以上の土地の売払いの場合は地方自治法第96条第1項の規定により議会承認が必要となっています。よって、この場合は公有水面埋立法の許可と議会承認を両方得た時点で効力が発生する停止条件付契約となります。

8 契約の締結

契約申込書提出後、速やかに契約を締結していただきます。

なお、この契約に要する費用は申込者の負担となります。

9 契約条件

(1) 用途指定特約

用地の適切な用途利用を図るため、申込者は県と用途指定の特約を付記した契約を締結していただきます。

(2) 業務等開始日

用地の引渡しの日から2年を超えない範囲内で県が指定する指定日までに、用地を指定された用途に供し、業務を開始していただきます。ただし、特別の事由がある場合は当初の指定日から1年を超えない範囲において指定日の変更を認めます。

(3) 事業等開始届

事業等を開始したときは、業務等開始届を県に提出してください。

(4) 移転等制限期間及び土地利用の制限

買受については、指定日の翌日から令和12年12月25日までを移転等制限期間とします。

買受人は用地について、移転等制限期間中は県の承諾なくして地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしたり、売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転、又は合併をしたりすることはできません。

また、移転等制限期間中は買受人は用地を事業計画等に定められた用途に利用しなければなりません。

(5) 公害防止

買受人は、公害関係法令を遵守し、水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭又は廃棄物等による公害が発生しないよう適切かつ十分な措置を講じてください。

(6) 公共施設の維持管理への協力

県・徳島市が行う、雨水管・上水道管等の公共施設の維持管理については、協力してください。

(7) その他の土地利用制限等

その他の土地利用制限等については、分譲要綱に定められたとおりとします。

10 契約保証金

売買代金の100分の10の金額（円未満の金額は切り上げ）を、売買契約締結後、速やかに納入していただきます。この保証金は売買代金の支払の一部に充当されます。

11 契約結果の公表

契約者と契約金額及び用地の利用目的を公表します。

12 売買代金の納入

土地売買代金は一括支払とし、売買契約の効力の発生後、県が指定する期日までに土地売買代金から契約保証金を除いた金額を、県が発行する納入通知書により納入していただきます。【注11】

【注11】納入期限を過ぎて納入する場合は、納入期限の翌日から納入日までの日数に応じ、売買代金に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払うこと。

13 所有権移転及び土地引渡し

(1) 分筆登記については、県が囑託により行います。

(2) 用地の所有権は、土地代金が完納されたときに買受人に移転し、速やかに県から買受人に土地を現状のまま引き渡します。

所有権移転登記は、用地の分筆後、県が囑託により行います。（登録免許税は買受人の負担となります。）

14 買受に係る買戻特約・契約の解除・違約金等

(1) 買戻特約登記

売買契約と同時に、この土地の所有権移転の日から10年間を買戻期間とする買戻しの特約を行い、所有権移転登記と同時に買戻し特約登記を行います。これに要する費用は、買受人において負担していただきます。

(2) 買戻特約登記の抹消

買戻特約登記の抹消は、買戻期間の満了後、買受人若しくは県から承諾を受けて所有権を取得した者からの申請により、抹消登記を県が法務局に囑託して行います。

なお、抹消登記に要する費用は、買受人若しくは県から承諾を受けて所有権を取得した者において負担していただきます。

(3) 契約の解除

買受人が売買契約書に定める義務を履行しない場合等には、契約を解除することがあります。

(4) 買戻特約・契約の解除の条件等

買戻特約及び契約の解除の条件、手続、その他詳細については、分譲要綱及び売買契約書に定めるとおりとします。

(5) 違約金

買受人が契約に違反した場合等は、分譲要綱の規定に従い違約金を徴収いたします。

1 5 公租公課

土地所有権移転後の用地及び買受人が建築した建物に賦課される公租公課は、買受人において負担していただきます。

1 6 建築確認申請

今回公募を行う分譲用地につきましては、都市計画法第34条の2の規定により開発行為承認取得済みの土地となっています。

建物の建築に当たっては、都市計画法適合証明書を取得の上で、建築確認申請を行っていただきます。

ただし、開発行為【注12】を行う場合は、買受人自身で開発許可を取得していただく必要があります。

手続の詳細につきましては、徳島市（担当課：都市建設部建築指導課、電話番号：088-621-5029）にお問い合わせください。

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/house/kenchiku/index.html>

【注12】30cm以上の切土、盛土を伴う土地の形質変更のこと。

例：地盤改良や法面の改良工事。

1 7 契約不適合責任

買受人は、契約締結後に用地の面積の不足その他契約の内容に適合しない状態があることを発見しても契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

また、地盤沈下による地盤の変動や建物等の損傷については、一切責任を負いません。

1 8 関連供給施設等

(1) 区画道路

区画道路 1 は右折レーンを含め車道幅員 10.75 m (片側一車線) です。

区画道路 2～4 は車道幅員 9 m (片側一車線) です。

なお、区画道路の構造については別添の断面図を御確認ください。

(2) 上水道

分譲用地への引き込みについては、買受人の負担により行っていただきます。

また、使用については徳島市(担当課：上下水道局お客様センター、電話番号：088-623-1187)に申し込んでください。

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/customer/tetuzuki/tetuduki.html>

なお、上水道管の位置については、後日改めて県のHPに図面を公表いたしますので御確認ください。

(3) 汚水排水

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する特定施設を設置する場合は徳島市(担当課：環境部環境保全課、電話番号：088-621-5213)と事前に協議を行ってください。

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/kankyoeisei/todokede/odaku_todokede/suisitutodokede.html

また、工場排水及び生活排水は、各敷地内で法定の基準値以下となるように個別処理を行った上で、区画道路側溝(公共施設)へ排水してください。

(4) 雨水排水

敷地内の雨水は、区画道路側溝(公共施設)へ排水してください。

(5) 電力

電力は、四国電力(株)に申し込んでください。

電力を受けるための電柱は、各敷地内に設置してください。

(6) 電話

電話の利用に際しては、電気通信事業者に申し込んでください。

電話配線のための電柱は、各敷地内に設置してください。

(7) ガス

プロパンガス使用となります。

(8) リサイクルの実施等

廃棄物については、できるだけ再資源として利用し、自己処分困難な場合は許可業者に委託して処理してください。

(9) 緑地

分譲用地において製造業を実施し、敷地面積 9 千㎡以上又は建築面積 3 千㎡以上の工場を建築しようとする場合は、工場立地法の規制により緑地や環境施設を設置する必要があります。

詳しくは、徳島市（担当課：経済部経済政策課，電話番号：088-621-5225）までお問い合わせください。

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/shisei/keizai/jigyosha/kigyoritti/koujo_ricchihou.html

（10）その他

上記（2）～（9）に係る費用，負担金等は全て買受人の負担となります。

19 土地引渡しまでのスケジュール

①公募期間

令和3年5月28日（金）から令和3年8月31日（火）まで

②申込受付期間

令和3年7月12日（月）から令和3年8月31日（火）まで

③買受人の内定通知

令和3年10月

④土地売買契約締結

令和3年10月から12月

⑤売買代金の納入

令和3年11月から令和4年1月

⑥所有権移転登記

令和4年1月から3月

⑦土地引渡し

令和4年5月

※ 上記スケジュールは現時点での目安であり，事務手続きや工事等の進捗状況により変更されることがあります。

20 現地確認

分譲用地に進出を希望する事業者で，現地の確認を希望される場合は，令和3年7月30日（金）までに電話又はEメールで徳島県県土整備部運輸政策課港にぎわい振興室に御連絡ください。なお，工事の進捗状況等により御要望にお応えできない場合もありますので，あらかじめ御了承ください。

21 質問受付

質問は郵送，電話，ファクシミリ又はEメールにて受け付けを行います。

なお，質問が多かった内容については，後日質問内容と回答をHPにて公表します。

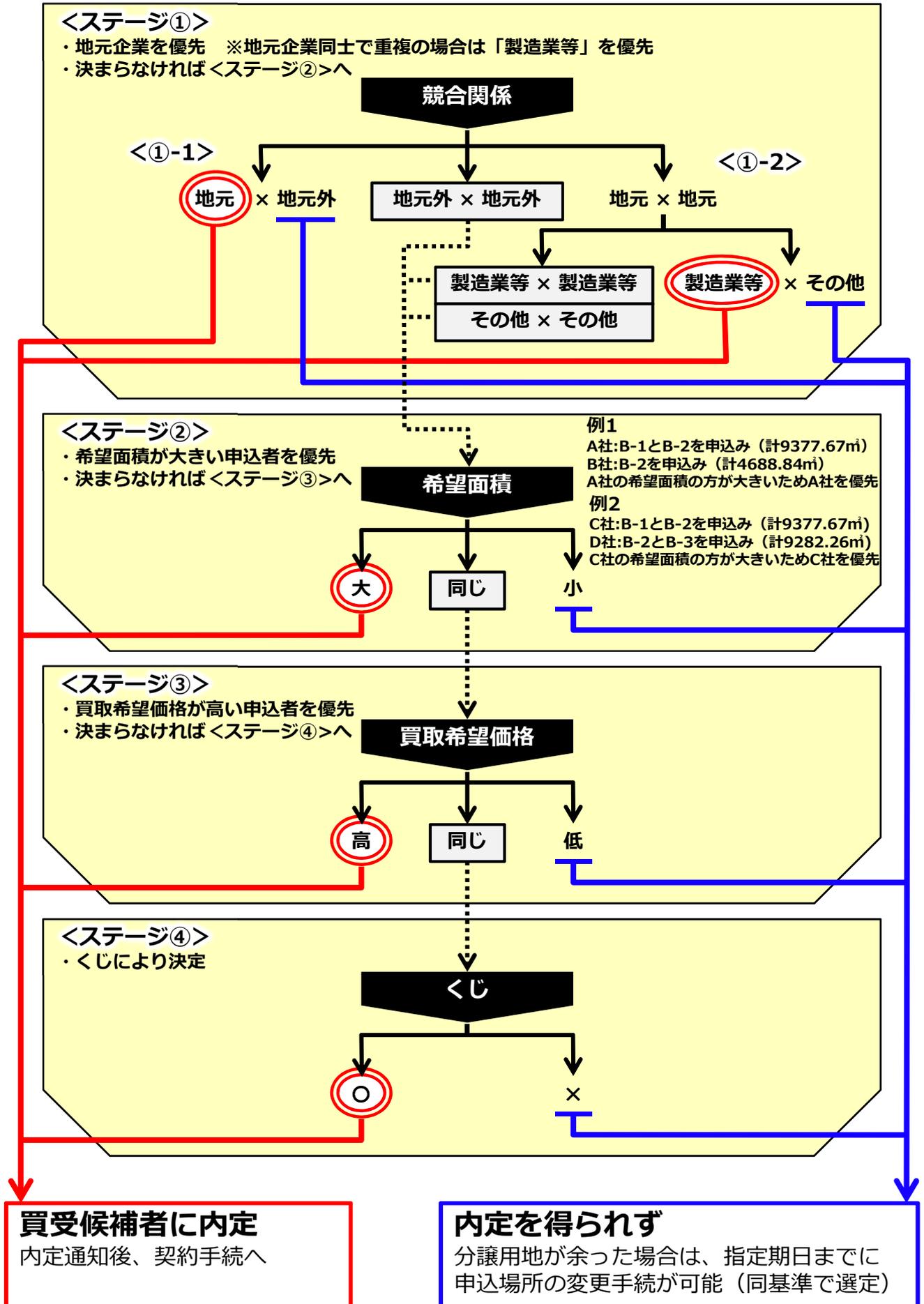
- ・受付期間：令和3年5月28日（金）から令和3年7月9日（金）まで
（土、日及び祝日を除く。）
- ・受付時間：午前9時30分～午後5時15分（正午から午後1時00分までを除く。）
- ・受付場所：徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 県土整備部 運輸政策課
港にぎわい振興室 資産活用担当（徳島県庁8階南側）
電話 088-621-2587, ファクシミリ 088-621-2875
Eメール unyuseisakuka@pref.tokushima.jp

2.2 その他

この要領に定めのない基本的事項、手続、取決め等は分譲要綱に定められているとおりとします。

別紙：買受人選定フロー

- ※「地元（地元企業）」：次のア及びイの要件に両方該当する者（それ以外は選定基準上は「地元外（地元外企業）」）
 ア 津田海岸町内に「土地又は建物を所有」又は「土地又は建物を借りて」事業実施している企業・団体
 イ 申込受付開始日の1年前から継続してアに該当
- ※「製造業等」：事業計画書記載の業種が製造業又は流通業（運輸・卸売）である者



(様式1-1) ※単独申込みの場合

徳島小松島港津田地区企業用地申込書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

(よみがな)
名 称

代表者職氏名

徳島小松島港津田地区企業用地について、徳島小松島港津田地区企業用地分譲要綱及び徳島小松島港津田地区企業用地公募要領（以下「要領」と言う。）の内容を確認の上、関係書類を添えて申し込みます。

1 分譲希望用地	(合計 m ²) ※複数の分譲用地を申し込む場合は、希望する分譲用地の番号を全て記載すること。
2 使用用途	
3 要領に定める「地元企業」への該当	(該当します。 ・ 該当しません。) ※いずれかに○を付けること。
4 担当責任者	・ 所属, 役職名 ・ 氏 名 ・ 電 話 番 号 ・ メールアドレス

※担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名：

連絡先：

(様式1-2) ※共同申込みの場合

徳島小松島港津田地区企業用地申込書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

(よみがな)
名 称

代表者職氏名

〔 ※共同申込みの場合は本様式に代表構成員の情報を記入し、その
他構成員は別紙に記入すること。 〕

徳島小松島港津田地区企業用地について、徳島小松島港津田地区企業用地分譲要綱及び徳島小松島港津田地区企業用地公募要領（以下「要領」という。）の内容を確認の上、関係書類を添えて申し込みます。

1 分譲希望用地	(合計 m ²) ※複数の分譲用地を申し込む場合は、希望する分譲用地の番号を全て記載すること。
2 使用用途	
3 要領に定める「地元企業」への該当	(該当します。 ・ 該当しません。) ※いずれかに○を付けること。
4 担当責任者	・ 所属, 役職名 ・ 氏 名 ・ 電 話 番 号 ・ メールアドレス

※担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名：

連絡先：

(様式1-3) ※組合等による申込みの場合

徳島小松島港津田地区企業用地申込書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

(よみがな)
名 称

代表者職氏名

〔 ※組合等の団体による申込みの場合は本様式に組合等の情報を記入し、
本分譲用地を利用する組合員等は別紙一覧表に記載すること。 〕

徳島小松島港津田地区企業用地について、徳島小松島港津田地区企業用地分譲要綱及び徳島小松島港津田地区企業用地公募要領（以下「要領」という。）の内容を確認の上、関係書類を添えて申し込みます。

1 分譲希望用地	(合計 m ²) ※複数の分譲用地を申し込む場合は、希望する分譲用地の番号を全て記載すること。
2 使用用途	
3 要領に定める「地元企業」への該当	(該当します。 ・ 該当しません。) ※いずれかに○を付けること。
4 担当責任者	・ 所属, 役職名 ・ 氏 名 ・ 電 話 番 号 ・ メールアドレス

※担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名：

連絡先：

(様式2)

誓約書

関係者が、次に該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 法人の場合、会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（ただし、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定したものは、該当しないものとみなす。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定する者）、暴力団員又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体と密接な関係を有する者
- 5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- 6 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- 7 法人税、法人事業税、固定資産税、徳島県有財産の使用料等の滞納がある者
- 8 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各項目のいずれかに該当する者

徳島県知事 殿

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者職氏名

※共同申込みの場合や組合等の団体による申込みの場合は、当該申込みに係る

全事業者が1枚ずつ本誓約書に記載すること

(様式3)

事業計画書

1 計画概要

使用用途							
建設予定敷地面積	棟		(延床)		㎡		
着工予定年月	令和	年	月	業務等開始予定年月	令和	年	月

2 進出目的及び用地選定理由

進出の区分	1. 新規 2. 増築 3. 一部移転 4. 全面移転
進出目的	※動機等を具体的に記入してください。

3 施設建設計画

(1) 建物 ※施設名・面積等は、事務所、倉庫等の施設ごとに区分して記入してください。

施設名	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数	建屋構造	工期		操業開始 予定年月
					着工年月	竣工年月	

(2) 建物以外の施設の概要

(3) 予定従業員数 _____ 名 (内新規採用予定 _____ 名)

※共同申込みや組合の団体による申込みの場合は別紙(自由様式)に従業員の出身企業の内訳を記載すること。

(4) 予定費用

建 築 費	百万円	内容
		積算
機械設備費	百万円	内容
		積算
そ の 他	百万円	内容
		積算
計	百万円	

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

※担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。)

氏名:

連絡先:

(様式4)

資 金 計 画 書

	金 額	備 考
自己資金	円	
銀行借入金	円	
計	円	

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

(様式5)

徳島小松島港津田地区企業用地変更申込書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

先に提出いたしました、徳島小松島港津田地区企業用地申込書については、申込内容を次のとおり変更いたします。

なお、変更之际し、関係する様式3及び様式4についても別添のとおり変更いたします。

1 分譲希望用地	(合計 m ²) ※複数の分譲用地を申し込む場合は、希望する分譲用地の番号を全て記載すること。
2 使用用途	
3 要領に定める「地元企業」への該当	(該当します。 ・ 該当しません。) ※いずれかに○を付けること。
4 担当責任者	・ 所属, 役職名 ・ 氏 名 ・ 電 話 番 号 ・ メールアドレス

※担当者の氏名, 連絡先 (個人の場合は, 連絡先のみ御記入ください。)

氏名 :

連絡先 :

(様式6)

申込取下申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日付け申込みを行いました分譲用地につきまして、申込みを取り下げたいので申請します。

1 取下げを行う理由

※担当者の氏名，連絡先（個人の場合は，連絡先のみ御記入ください。）

氏名：

連絡先：

(様式7)

希 望 価 格 調 書

- 1 希望する分譲用地 番号 _____ 面積 _____ m²
- 2 希望価格 _____ 円

上記価格で、申込みします。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

注) 複数の分譲用地を一括で購入する場合は、それぞれ合計面積と合計価格を記載してください。

例： $\left(\begin{array}{l} 1 \text{ 希望する分譲用地番号：B-1, B-2 面積：9,377.67m}^2 \\ 2 \text{ 希望価格：300,000,000円} \end{array} \right)$

※担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名：

連絡先：

(様式8)

契 約 申 込 書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号で内定を受けました用地につきまして、契約締結の申込みをします。

なお、徳島小松島港津田地区企業用地分譲要綱及び徳島小松島港津田地区企業用地公募要領の内容については確認しています。

添付書類

- ・印鑑証明書（過去3箇月以内に発行されたもの）

(様式9)

辞 退 申 請 書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で内定を受けました用地につきまして，辞退
したいので申請します。

1 辞退する理由

※担当者の氏名，連絡先（個人の場合は，連絡先のみ御記入ください。）

氏名：

連絡先：